

十一
十二
初利
期子
利率

年一・八パーセント
平成十九年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三
第二期
以後
の利
子以

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十四
十五
十六
十七
償還
金額
元利
支額
払場
所支
払込
期日

平成二十九年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

平成十九年六月二十日